2027 年度神奈川ゆめ奨学生募集要項

2026 年 11 月

１．趣旨

神奈川ゆめ奨学金は、学ぶ意欲がありながら経済的理由により修学が困難な生徒に対して、奨学金を給付するとともに、社会の中で自分らしい生き方を実現できるための学びや体験の機会を、地域で活動している人、団体、行政などと広く連携・協同してつくり、応援することを目的とします。

２．特色

神奈川ゆめ奨学金の特色は次のとおりです。

（１）奨学金は給付とし、返済の義務はありません。

（２）学力は問いません。

（３）子どもたちの意志に沿った学びや体験の機会を提供しています。また、参加に必要な交通費等も支給します。

（４）困ったときには LINE や電話で気軽に相談できる「相談窓口」を設置しています。

（５）希望する奨学生には、卒業後も継続してキャリア支援や相談支援などを行います。

３．応募資格

奨学生となるためには、次のすべての要件を満たす必要があります。

（１）神奈川県内に在住している方

（２）高等学校(全日制課程・定時制課程・通信制課程)、中等教育学校後期課程、専修学校高等課程、特別支援学校に入学を予定する方

（３）市町村民税所得割額が非課税世帯の方

（４）当財団が企画するサポート活動等に参加する意思のある方

４．応募書類について

（１）応募書類一式は、ホームページからダウンロードできます。
※2027 年度版【区分１】の様式を使用してください。旧様式では不備となります。

（２）応募書類の郵送を希望される方は、お電話・メール・ホームページからお申し込みください。

（３）応募書類の申請者記入欄は必ず申請者本人が記入してください。ただし、やむを得ない場合は、代筆による記入も受け付けています。本人が記入できない場合は、予め事務局に事前にご相談ください。

（４）事務局に応募書類到着後、メールまたは電話にて受領した旨をご連絡します。ご連絡がない場合には事務局までお問い合わせ下さい。

（５）書類の不備や記載内容の確認のために連絡することがあります。その際にスムーズにやり取りが出来る様、郵送前に提出書類一式をコピーまたは画像保存していただき、お手元に控えとしてお持ちいただくことをお勧めします。下記提出期限時点までに修正または再提出をいただけなかった場合は受理できません。

５．応募方法

〈提出期限〉 2027 年 1 月 15 日（金）17:00 必着

〈提 出 先〉 〒222-0033
横浜市港北区新横浜３－18－16 新横浜交通ビル
公益財団法人神奈川ゆめ社会福祉財団　事務局

〈提出方法〉 簡易書留にて郵送

〈提出書類〉 ①神奈川ゆめ奨学金申請書
②申請者と生計を共にしている方で収入のある方（別居含む）すべての収入を証明する書類

生活保護を未受給の場合	・令和８年度（令和７年中の所得）の課税・非課税証明書【原本】
生活保護を受給している場合	・生活保護受給者証明書【原本】(令和８年１月以降の発行のもの)
遺族年金を受給している場合	・直近の年金決定通知書【写し】
障害年金を受給している場合	・直近の年金決定通知書【写し】
年金を受給している場合	・直近の年金振込通知書【写し】

※自営業又はフリーランスの方には、確定申告書（損益計算書を含む）の写しの提出を求める場合があります。

※同居の方がいらっしゃる場合は、別生計であっても課税・非課税証明書【原本】等の書類をご提出いただくことがあります。

６．採用予定人数

20 名

７．奨学金の額及び期間と給付の方法

（１）奨学金（月額）１万円／期間：最大４年（高校卒業まで）／お支払い日：毎月末日

（２）入学準備金　３万円／お支払い日：進学先の入学証明書（合格通知書）等の提出後【写し】

（３）進学就職等準備金　５万円／お支払い日：原則は卒業証書提出後【写し】

※奨学生本人名義の銀行口座に振込させていただきます。

８．給付の停止

（１）提出いただく必要書類が未提出の場合に、給付を停止

９．給付の廃止

（１）奨学生であることを辞退するとき又は退学したときに給付を廃止

（２）奨学生の在籍期間が４年を超えたときに給付を廃止

（３）世帯の収入等の状況が変化し、非課税世帯ではなくなったときたときに給付を廃止

10．選考方法

（１）応募が多数の場合には、一次選考として、世帯の総収入と支出の状況からなる基本項目のみで書類選考を行う場合があります。

（２）最終選考として神奈川ゆめ奨学生選考委員会を開催し、当財団理事会へ選考結果を答申します。

※申請者本人の申請者記入欄に本人以外の者の記入など疑義が生じた場合には、選考が不利に影響する場合があります。

※申請者とは高等学校(全日制課程・定時制課程・通信制課程)、中等教育学校後期課程、専修学校高等課程、特別支援学校に入学予定の方を指します。

11．決定及び通知

（１）神奈川ゆめ奨学生選考委員会答申をもとに当財団理事会にて決定し、結果を書面にてご本人に通知します。

（２）採用通知書が届いた方は、進学先の入学証明書（合格通知書）または、入学する学校が分かる書類を速やかに提出してください。ご提出書類がすべて揃った時点で、神奈川ゆめ奨学生として採用となります。

（３）採用後、入学準備金の支給手続きを開始いたします。

12．奨学生採用決定後の面談

申請者、申請者の保護者または生活を支えている方、当財団事務局による三者面談を行い、当財団奨学金制度の説明及び必要書類をご提出いただきます。

13．当財団が企画するサポート活動等の必須参加について

下記については必ずご参加いただきます。
・第１回まなびれっじ体験交流会（採用決定時開催日時をご案内します）
・高校２年の進級時に面談を実施
・年度末に実施する振り返りアンケートの提出

14. 個人情報保護の取り扱い

（１）当財団は個人情報方針に基づき、奨学金事業で取得する個人情報を厳格に管理します。
個人情報保護方針については、当財団ホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。（神奈川ゆめ社会福祉財団ホームページ https://kanagawa-s.or.jp）

（２）当財団の個人情報保護方針に掲げる「財団が管理する個人情報の利用目的」により、必要がある場合には学校や関係機関と連絡・情報共有を行うことがあります。

（３）応募書類は返却等致しませんので、ご了承ください。応募書類につきましては、当財団個人情報保護方針に基づき適正に取り扱いさせていただきます。

15. その他

（１）他の奨学金との併給について
当財団奨学金は、他の奨学金との併給についての制限はありません。ただし、他の奨学金は、併給を認めていない場合がありますので事前にご確認ください。

（２）生活保護世帯の方の収入認定について
平成 28 年６月１日文部科学省中等局通達で、収入認定除外費用として「修学旅行費、クラブ活動費、学習塾費用、私学授業料の公費補助等の不足分など」を認定しています。奨学金を、これらの費用に充当すると申し出れば収入認定されず、生活保護費は減額されません。

16. 応募から給付までの流れ

日程		内容
2026 年	11 月１日	応募受付開始
	11 月～12 月	申請書記入 個別説明会開催
2027 年	１月 15 日	申請書類 提出期限 〈17：00 必着〉
	２月上旬	奨学生選考・決定／採用通知（案内）発送
	２月下旬～３月中旬	三者面談実施 入学証明書（合格通知書）など書類提出＞
	３月中旬頃	入学準備金給付
	４月末	奨学金（毎月）支給開始

17. 「申請書記入個別説明会」について

神奈川ゆめ奨学金申請書の書き方相談または奨学金制度内容について説明を受けたい方は、下記個別説明会日程の希望する開催日の一週間前までに事務局へご連絡ください。

※個別説明会には、申請者の保護者または生活を支えている方のみのご参加も可能です。
※下記日程の都合が悪い方には個別に対応させていただきます。

開催日	開催時間	開催場所	最寄駅
11 月 28 日（土）	10:00～16:00	パルシステム神奈川新横浜本部	新横浜
11 月 29 日（日）	10:00～16:00	パルシステム神奈川新横浜本部	新横浜
12 月６日（日）	10:00～16:00	藤沢商工会館ミナパーク	藤沢
12 月 10 日（木）	10:00～16:00	nokutica	溝の口
12 月 12 日（土）	10:00～15:00	パルシステム神奈川大和センター	大和
12 月 13 日（日）	10:00～15:00	パルシステム神奈川湘南センター	藤沢

以上